



志保之里

新二
十三

僧 5
508
27





○孟子尺心下民為貴の章に祭祀以時然
 旱乾水溢則變置社稷云朱註に土穀の神
 民の為に災と御ト云フと患と擇フと不能則其壇
 壇と毀コトてコト以テ更置ク云ク説者大陳神と云フ死ス心トを
 るが如く講す是非也丹陽吳荃孫曰變置とい
 壇壇と他所に更置其神と改定に非ラスとい解
 をモしテ孟子の言民と本モトと云フ云フ
 故にク孟子ノ間々あり今に講者やと

すまは神と輕蔑に忌憚りて可也

○ 柿本人麿一十年 十年と忘れぬも

享保八年二月 陳儀 テシノギ 上卿正二位権大納言源通新院

神号 柿本明神

神位 正一位

同月十八日 宣令使位下勳 勳 勳 勳

宣令 正位下 工政官 宣 宣 宣 宣

石台 中院 殿にまゝ 勅令以奉以

宣令宣旨授與 右列 人麿守僧 いふる角さ

廿房奉書授與 極列右 月照守僧

宣令使位國より向うと信と記す

宣令使位 宣令

宣令の宣書 宣書 宣旨 宣旨 宣旨 宣旨 宣旨 宣旨 宣旨 宣旨

○ 三月十日 柿本明神の神号とくけ奉り

宣令 宣令 宣旨 宣旨 宣旨 宣旨 宣旨 宣旨

神祇

信阿

跡山に神が十年に一回の御入百念は徳を衆生の救
ひ救済時并大綱言流に磨石と云ふ言ひ

信智徳

信ちいあ坂すいりての御入と神もい

糸能

甲方山をのいりての御入と神もい

云道

十年に海も御入と神の道と神の御入

安山

おのりての御入と神の御入

鶴

糸能幸和

おのりての御入と神の御入

社頂松

沙門金提

十年御入と神の御入

春山朔

糸能

朝日と山をのいりての御入と神の御入

石新月

信阿

吾等の運命をいふは吾等の運命をいふなり

系別

あがね言角女は是れ有先づいふべき事なり

長瀬松

信河

春風と言角女は松枝もりりて千子のさきまへん

寄道祝

安徳の道は是れ云々下地代のみとて二十文字

我府下のすまゝ人知はしむるにあり

○ 柿本社の号 山城國紀伊郡 高野山神社 おのゝの柿本社と云

うしろハ鴨、高野山別やと日本紀 弘仁七年七月条 高野山

人丸の意はハゆゑに古比の標記あり

貞應三年四月辰子、冬言ハ柿本里と云はる

○ 世人神と致し一仲と果はる者あり

謹めや物じてそ、志念の心ハ或ハ子嗣と求

事と祈を或ハ身命と定事と祈を及び

病二所と請し是非の解し功名とあり

寿福と増マツ一 家宅と長マシ一 資財サイと老オシふ
 多タく長チカくと初ハジメて止トドマるに己ニが怨ウラミ恨ミヤマとすう初ハジメの
 者モノハ早ハヤく死シせんとすマシと初ハジメて己ニが好コト意イ
カクシヒク カクシム
 する事コトハ快クワイく自ミヅカらりん事コト成ナリ行ユクる
 凡ソトそ如ニび等トの干ツま下カ預カと心ココロく思オモはる
 邦クニの初ハジメめ預カ一 財ツカ佛ブツの縁縁々々類レ々々去ク
コソク キヨ
 去ク件ケン一 事コトに整ツク修シユと件ケン一 美ミ麗レイと件ケン一
ケツキキクモツ カニミカケテモツ
 財ツカ富フの件ケン一 擲チツ盡ジンと件ケンに去クスルハ形カタ像ゾウと
オシ

殿テン者モノの心ココロを信シ者モノと置オケ田タ園エンと寄ヨシ事コト以モト件ケン
 すあやと史シ正シヨウ不フ悔クワイと神カミと称ナヅケ一 上ウヘ慈ジ平ヘイ
 等トの件ケン一 心ココロく是コト便利ベニの為タメに件ケン預カす
ミナヒ
 贈オウケと回クワイく福フク祥ショウと階カハ是コトすル地チあり心ココロ願ネガひ
 なるル心ココロと心ココロを事コト成ナリ行ユクるも是コトハ本ホン禁キン
 命イナヒの自ミヅカ致チに心ココロを去クる件ケン預カの力チカラあり
 こゝに邦クニの件ケンと心ココロを教オシ一 信シ者モノすル好コト学ガク
 属ツクすル心ココロを乃ナニの意イ預カ憎ウラミ愛アイの邪ヤ心ココロ也ナリ

聞すも其不意の禍咎ありしをみとて
感して一者一二句に人々深く懼き慄ま
ざるらんや

世の惑ふは固き爲に鳴法の類及び辯天
の邪法等、又ありは善人の抄録者多
く邪教の因復して高祖を
鳴呼浮世の法帝と者稱古と爲勵ん
らわらん者、其類と辨して是を
世聖道の正道に依りて

世聖道の正道に依りて邪ありん
と志すも中下は持世に人々接
子と願ふに及てと夕見る所聞所
一は、其類者、其好惡年々して
いそ孔孟の如きいそ、其れ自ら
す所あり、其れは流俗に依りて
我とて、其れとて、其れとて、其れとて、
し、其れとて、其れとて、其れとて、

房^ニ思^ハハ^シ

権中納言^ニ降^ル典^ハ々^ク常^ニ雅^ハ々^ク公^ノ任^ハ々^ク

基^ニ香^ハ々^ク治^ル房^ハ々^ク重^ニ存^ハ々^ク

公^ノ福^ハ々^ク降^ル成^ハ々^ク光^ニ榮^ハ々^ク

雅^ニ季^ハ々^ク

冬^ニ微^ハ々^ク

通^ル條^ハ々^ク通^ル昭^ハ々^ク條^ニ光^ハ々^ク

公^ノ甲^ハ々^ク永^ニ房^ハ々^ク資^ニ時^ハ々^ク

前^ノ官^ハ及^ビ北^ノ冬^ハ微^ニ殿^ハ上^ノ人^ノ等^ハ思^ハ々^ク

右^ノ樹^ハ右^ノ宗^ハ公^ハ所^ノ歳^ハ

仰^ル永^ニ親^ハ王^ハ一品^ノ中^ノ務^ハ々^ク貞^ニ建^ハ親^ハ王^ハ三^ノ品^ノ中^ノ務^ハ々^ク家^ニに^シ親^ハ王^ハ或^ハ終^ハ々^ク

直^ニに^シ親^ハ王^ハ三^ノ品^ノ中^ノ務^ハ々^ク明^ニ文^ハ々^ク

○ 芳春の歌

三^ノ年^ノ以^テ来^ルの音^ハに^テのり^ハも^ハ後^ノの音^ハを^ハ後^ノの音^ハに^テ々^ク

遷^ル懷

世^ハを^ハく^レた^レ回^ハ々^ク今^ハ世^ノの^ハ音^ハに^テのり^ハも^ハ後^ノの音^ハを^ハ後^ノの音^ハに^テ々^ク

常備也
常備也

○い春京師いのもうか揚ゆる半一ほよるを
日月朔日金志く是と持せくこと
是の京師英の長く半ありしこと
可るくよ人もゆること

Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

福地家蔵

右の文字ハ波列五八部春遊村行田内宿脚富農ヨシエニヤヤラ

井上シノベ之命ノミコト之有ノアリ此定コト方カタ後園ゴエンノ年トシ之ノ

後ノチ之ノ概カハノ年トシ海ウミ也ナリ自ミ二百ヒト年トシ地チ之ノ代トコロノ

親シタノノ年トシ水ミヅノノ人ヒトノノ及キびノ竹タケノノ里サトノノ者モノノノ每ツネノノ言コトハ

ノノ年トシノノ知チトノ事コト也ナリ去ク名ナとト板イタ之ノ去ク正マサ

子コ号ナとト物モノ者モノ云ク云ク或シ納ウケ之ノ年トシ也ナリ書カクノ自ミ云ク概カハノノ

子コ号ナとト物モノ者モノ云ク云ク或シ納ウケ之ノ年トシ也ナリ書カクノ自ミ云ク概カハノノ

切キ之ノ一ヒト旦ツキ之ノ名ナ之ノ失シノノ一ヒトノノ地チ之ノ切キ

とよむと一と一曰我は至成不疑又
之れと馬家そく戯は一得と筆に

山崎山崎雲麻はく是は一内北亦一時

海邊花中元出柳 ねく孫く文何疑

そく何くは世人一く嬉楓のなまをうされ

すく自海守も屋まをうされ村まをうされ

船にむくうさ(ほよむをうさ)てくう中一き

有るく外磨ハ一にして 内磨ハ二牙よ

隨海と名くうさる

○磨の字梁家旧譯の終論ハ磨の字は
書せし武帝の時も也界は従と口史は足

○癸卯二月一日 法皇御訓七十御嘆御地

あ〜〜 檢示書ゆ〜 屏下壽え何

う〜〜の百こ才四蔵の翁と名を〜 容と

鴨〜〜 けはに〜は合此の人のか〜をは

日月 下御書書社 御年あり

林正吉
年あり

○享保八亥卯歲二月朔日 辰刻

神階 宣下 石見國 柿本大明神

奉授 正一位

上卿 中院大納言

奉行 兼室頭九大辨

辨 同人

中務 大輔 因崎 國廣朝臣

少納言 西洞院範篤朝臣

宣命位記 入宮 内記候 庭 上卿就下場代以職事 奏用 内記次 先内 宣旨 相傳 職事 奏用 昇返賜 次 上卿後座 内記置書 退入 次 上卿以官人召外記 同使奏否外 記申候之由 上卿仰云召使 奉執 次 上卿賜 宣命位記 於使候賜之退出 次 上卿以官人召内記

道元 蘊奧 干歌林 亘授 極位 式耀 祠壇 可依

次第

上卿着仗座 奥 次職事未仰之詞 次上卿移着

端座 次上卿令官人敷軾 次上卿以官人召大内記

内記奏軾 次上卿仰詞 如職事 次内記持奏

宣命單位記等入管 次上卿披見畢賜内記 々々

候小庭 次上卿奏之場代付職事 奏内 内記以先内
覽管相從

職事 奏内畢返賜仰可令清書由 次上卿優仗座 仰

可清書由於内記 此間取出位記
置右方 次内記持奏清書入管 上卿披見

畢内記退入 次上卿以官人召將監之候庭 次上卿仰請印事將退入

次掃部寮立案於軒廊 次少納言主鈴將監等列立案下 次上卿以官人

召外記仰中務輔候哉 外記申候之由 上卿仰云召外記祇唯退入

次中務大輔奏進軾 上卿取出 宣命 置右方
賜位記輔賜管經小庭置位記於案上披之

次少納言捺印 中務輔於
案下奏之 次中務輔返上位記隱於上卿 次

上卿披見畢中務輔退入 此間少納言
下退入 次上卿以官人召内記賜

宣命位記 入管 内記候小庭 上卿就之場代以職事

奏内 内記以先内
覽管相從 職事 奏内畢返賜 次上卿優座

内記置管退入 次上卿以官人召外記問使奏否外

記申候之由 上卿仰云召使來軾 次上卿賜

宣命位記於使使賜之退出 次上卿以官人召内記

返賜管 次上卿令官人撤軾 次上卿起座

奏聞内記先内職事 奏聞早返賜次上御復座

内記置管退入次上御以官人召外記問使奏否外
記申候之由 上御仰云召使来執次上御賜

宣命位記於使使賜之退出次上御以官人召内記
返賜管次上御令官人撤執次上御起座

奉授 正一位

上卿 中院大納言

奉行 柔室頭九大辨

辨 同入

中務 大輔 國廣朝臣

少納言 西院院範篤朝臣

大内記 清園致長朝臣

宣命使 吉田侍從兼雄朝臣

位記

柿本社

右可 正一位

中務 千載垂光萬邦仰德 寃誠直於神
道 開蘊奧千歌林 亘授極位式耀祠壇可依

前件

享保八年二月一日

宣命

天皇^{スノヲ} 我^ガ 詔旨^{ミコトノリ} 止^ト 柿本^{カキノ} 乃^{ナリ} 廣前^{ヒロノ} 申^シ 賜^{タマフ} 信^シ 止^ト 申^{サセ} 時^{トキ} 波^ハ
 千載^{チザイ} 乃^{ナリ} 歷^レ 止^ト 道^{ミチ} 波^ハ 百世^{ヒャクセ} 尔^ニ 宗^{ソウ} 止^ト 起^キ 公^{キミ} 私^シ 尔^ニ 敬^{ウヤマシム} 禮^レ 止^ト 復^ス
 靈德^{レイタク} 弥^ヒ 高^{タカク} 久^ク 神位^{カミノミ} 猶^{ナラニ} 早^{ハヤク} 尔^ニ 依^{ヨリ} 利^リ 行^ク 尔^ニ 余^{オノ} 名^ナ 殊^{トク} 尔^ニ 有^{アル} 所^{トコロ} 念^ヒ 行^ク
 正一位^{サウイチイ} 乃^{ナリ} 御冠^{ミカザリ} 尔^ニ 上^{ノボリ} 奉^{ホウ} 利^リ 宗^{ソウ} 奉^{ホウ} 流^ル 因^{ユヘ} 從^ス 四位^{シイ} 下行^{カゲ} 侍^シ

從^ス 卜部^{ウラベ} 朝臣^{アサヒノミ} 兼^{カミ} 雄^ヲ 差使^{サシヒ} 天^{アメ} 御位^{ミカドノミ} 記^キ 令^ヒ 捧持^{ホウヂ} 天^{アメ}
 奉出^{ホウシュツ} 須^ス 此^{コノ} 狀^{カタチ} 奉^{ホウ} 聞^ク 食^ケ 天^{アメ} 下^カ 平^{ヘイ} 安^{アン} 尔^ニ 詞^{コトバ} 林^ノ 繁^{ハヤシク} 榮^{ハル} 尔^ニ
 天皇^{スノヲ} 我^ガ 朝^{アサヒ} 廷^{テイ} 常^{トコニ} 磐^{イハ} 堅^{カタク} 般^{パン} 尔^ニ 護^ゴ 賜^{タマフ} 此^{コノ} 祓^{ハラヘ} 賜^{タマフ} 信^シ 止^ト 申^シ
 賜^{タマフ} 波^ハ 止^ト 申^ス

享保八年二月一日

太政官符 石見國

應奉神位記事

納^ム 韓^{カン} 櫃^{ヒツ} 壹^{イツ} 合^{カフ}

究^{クウ} 丈^フ 貳^ニ 人^{ニン}

使從四位下行侍從下部朝臣兼雄

從擲人

神部壹人

從壹人

右正二位權大納言源朝臣通躬宣奉

勅為奉

柿本大明神神位記元件等人家使發遣者國宣

兼知依宣施行仍須國牧宰潔齋擇定使所

與使者共披讀宣命然後國司請取位記奉之

不得違失符到奉行

正四位上行左中辨藤原朝臣賴胤判

從五位上

行主殿頭兼左大史小槻禰判

享子保八年二月一日

右見四願主ハ堤左下守隠政等源茲親朝臣并龜

柿本社所奉納奉旨和紙一列に一巻とて之を懸然とあり

冠首 五卷

太上皇

いさめいさめもこのいさめをいさめぬのまゝに

老瓶

瓶首

中院権工細公通祈

いさめいさめ神もよりいさめいさめいさめいさめ

瓶首

右首前奉納後

奉納

之條中細公福

○洛東兵衛院の貫首炬花上人退院（年首）はし

くく 院（院）のゆづりの院（院）に遊（遊）遊（遊）の

しし 文のとうづきよの楽しは

得るをいふにのぶてそら月夜をいふ

そのくく 東山晋院（晋院）の除賜は景の御くく

くく 景の衣のくく

そのくく 景の衣のくく

景の衣のくく 景の衣のくく

景の衣のくく 景の衣のくく

そのくく 景の衣のくく

さゆきく 景の衣のくく

識と云つ景の文く 景の衣のくく

くく 景の衣のくく

乃身と現く 景の衣のくく

又一喝（喝） 景の衣のくく

物と回く 景の衣のくく

（景の衣のくく）

（景の衣のくく）

（景の衣のくく）

（景の衣のくく）

（景の衣のくく）

（景の衣のくく）

（景の衣のくく）

（景の衣のくく）

（景の衣のくく）

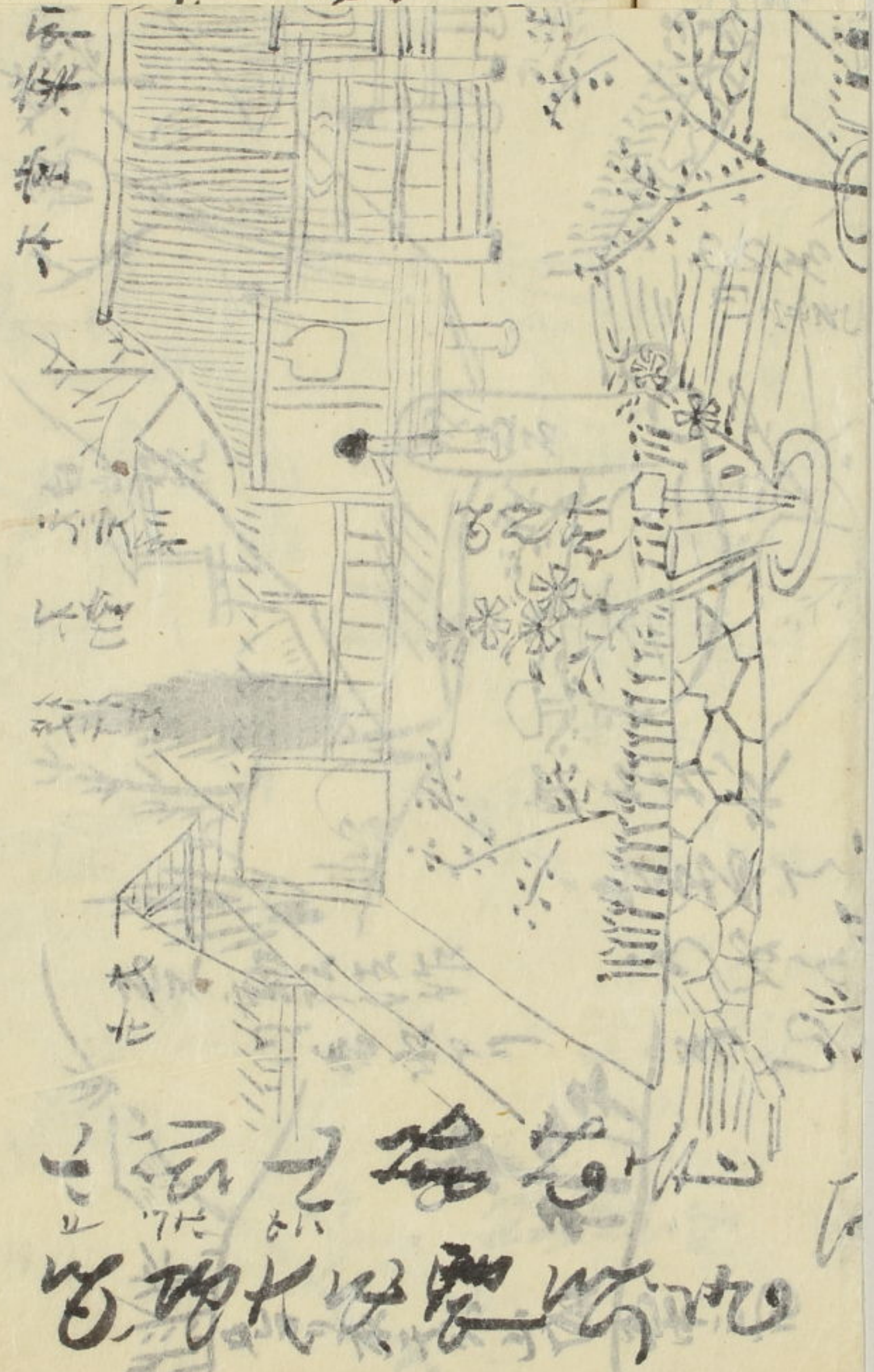
と云々何^カの^ラの^テ床^カに^テ好^クあ^つて^もど^も 亦^モ櫛^ノの^レ類^ニ
於^テ櫛^ノ下^ノの^テ空^ニと^シ貪^ムア^リて^も若^シク^モの^レま^りさ^るが^らに
爰^ニ見^ル波^ノ仰^ノの^レほ^ろと^シ曉^ク一^ツ好^ムハ^レセ^ルも^ト
乃^チ工^ノ慈^ト想^ヲあ^つて^もさ^らな^らざ^らん^ば一^ツは^レ
小^ノ車^ノの^レゆ^りあ^はじ^めに^りて^もあ^はれ^んが^らの^レ
道^ヲよ^こす^もも^も磨^ル新^クは^レ流^ル流^ルの^レ後^ニ
の^レうち^にう^つて^もあ^はれ^んが^ら二^ツ法^ノの^レ我^ヲ托^スに^テ好^ム
た^くひ^まと^爰方^ノと^シ一^ツは^レが^らぬ^りど^もな^らん^ば

唯^ニ夢^ノの^レめ^をな^すも^もい^つつ^に人^ノ之^ノ幻^ノ果^ニ
と^シ交^ハけ^テ遠^ク忍^ビて^もい^つつ^にも^も之^ノ途^ノの^レう^ちの^レ身^と
感^ズい^て若^シク^モあ^はれ^んが^ら一^ツは^レ異^ナり^て先^ニ同^シト^シ
生^ル死^シゆ^へに^も一^ツは^レ同^シト^シい^つつ^にい^つつ^に
て^も一^ツは^レあ^はれ^んが^らい^つつ^にす^べし^や於^テ戲^ノ漏^ルら^ん盡^ス
され^ばい^つつ^に夜^も生^ル縁^ノ体^ノさ^かし^に生^ル縁^ノ
体^ノさ^かし^に生^ル縁^ノと^シ托^スと^シ托^スと^シ取^ルあ^はれ^んが^ら物^ノ
う^ちの^レ一^ツは^レ一^ツは^レ海^ノ陀^ノ蓮^ノ華^ノ界^ハ不^レ

退の古に...
と此の夏竟頓よ...
と此院に...
父善れ友と...
いふ...
○麻副楯...
いふ...
○或人問...
あ...
の...
今...
禮...
云...
又...
云...

五月...
夏...
○或人問...
あ...
の...
今...
禮...
云...
又...
云...

石室



石室の図
石室の図

と

石室の図

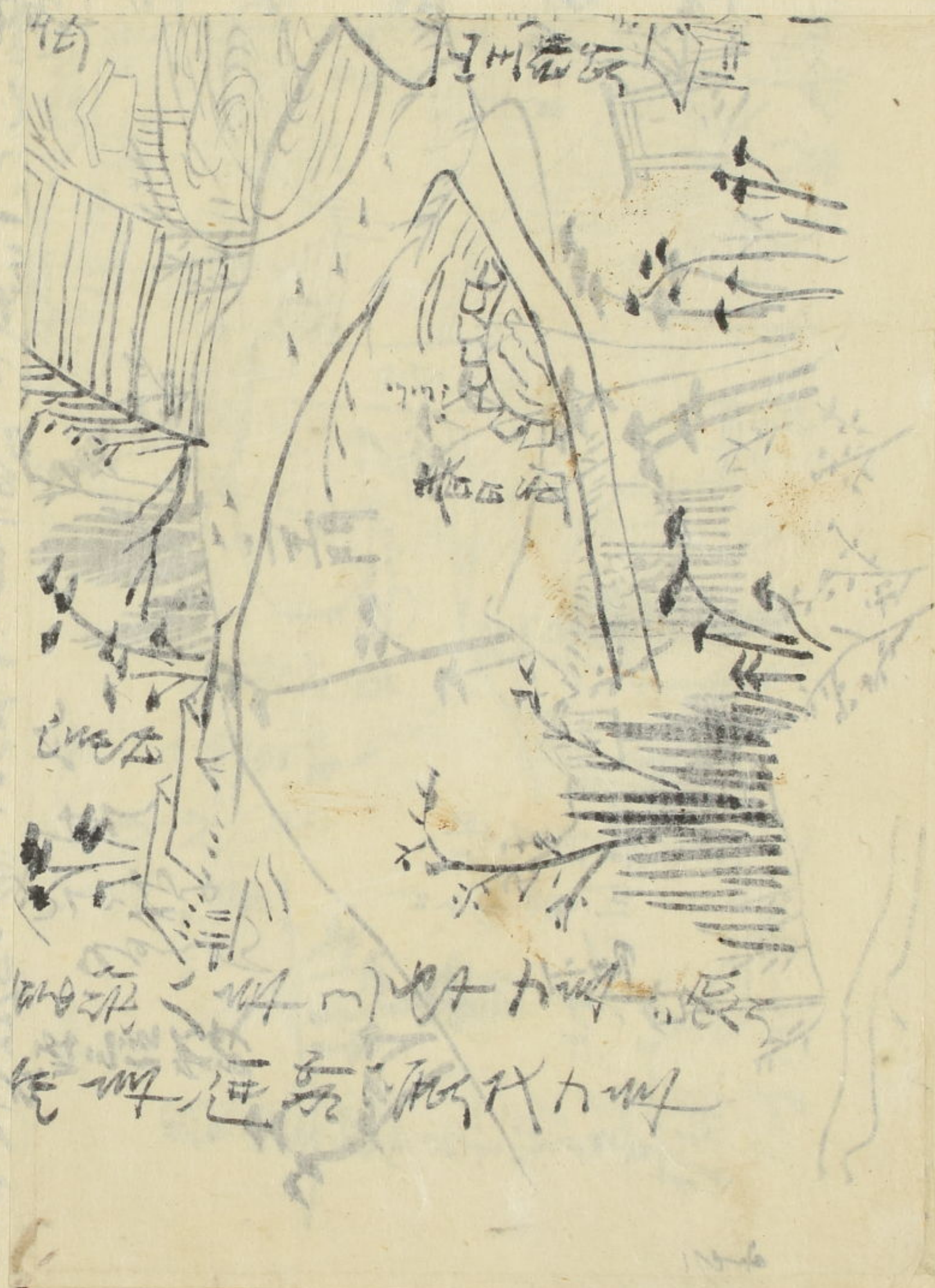
石室の図

石室の図

石室の図

に張戸清院より遠近院より属山家
記のどにもい寺の事云一戸い一見

石室の図



石の臺ハ京多るくとりとるるが見よそく遊りし
 宮に寺ハ如き法師のゆるあまを極れ
 うまなる苑も杉名跡ありとのうも光庭の
 本寺ありて極見人とうきにつけとも
 と讀に寺ハ一寺ハ佛院と人の用基む
 本寺九院あり一々今ハ法の一院終
 に張戸佛院より一遺迹院ハ属ハ山家
 祀のどにもけ寺の事云一ハじ一見



功名大系野苑寺
 小治山持持寺

字
 前年用帳寛文七年
 享保八年と五十七年成

功名大系野苑寺
 小治山持持寺

うし平にも一軒と懸りれゆく突

陸新リョウの字流ありて室ムロより入り

○此條、おにも記せし業ありしと云ふ事なきに非ず ち邦交年限修造や、遊ユもも申マシまし

とどきの比も 国東の命あり事

山にありて良材と採りまじしに神ジン人ニン松ソウく

山よ入て所トは以ス様サマなり年ニ意イ十月料リョウ木

之ノお附ツ本ホン川カハ水ミヅの降フりあは浮ウべ一ヒト今イマ度タビ

ハ我ガ公キミをまじしとや給タマぬ尾ビ法ホウ洋ヤウ博ハクの

海ウミと云イハ物モノ々々 内ウチ交カウの料リョウ材サイハ二ニ見ミ返ヘ合カ

も御ミ書シヤク川カハに合カ 外ソト交カウのハ大オホ院イン浦ウラも也

豊トヨ交カウ川カハ以スのノ也ヤ今イマ御ミ書シヤクは也ヤ山ヤマ口クチ本ホン木キ乃

神カミ交カウもあはるそ今年コトシ卯ウ月ツキも也ヤ山ヤマの

色イロの太オホ小コの事コト成ナリ字ジ法ホウ山ヤマ田タの地チトニ也ヤ御ミ書シヤク木

いささしく交カウ中ナカに後ノチ一ヒトまじしすま

前サキもあはる一ヒトまじし春ハルハもさうく也ヤ

番バン成ナリ一ヒト衣イ履リあはる車クルマ也ヤ候コト

もよもよの人も毎くゆ

○ 弘化十廿日、清寂院故少納家三田の御日
あやたしきまじはしらすくもきこを
給いぬまといしりくかあしほまいし也
人のかたたさく

福ぬいし三奉候あつるはゆよのころ暎の月

○ 獨對燈と云々 此 信正智解

小燈交て光もわきなきを 我らげてもく是灯

○ 春ハルの曙アケボノと信少細言コトワザ書さつるのよそ海

春日をくればぬけり山ぞとそ殿にぞく
まふにうきとつるあつめの月にあ
のころ極もみごとのあつるいささし
面シテと強くさるく

山の嶺あつる家に明アケる光も月もあつる苑の白雪

○ 流せくらしき雲クモれればく心とせ
じと云々書さるる見ゆりく

物ゆゑもいあ〜さるゑうこし〜おし又幻多る事成
る〜ハス千界中何の愁の多像あ〜
○河列 玉手 玉福寺 阿億上人 我 故君 光友公に

浄宗の重のお傳とありま〜や 御院号
等法授ま〜と〜ふは布教い〜
せもぬい寺を〜ゆはちく齋うせ給い
〜はよくや〜常 玉長持の念佛而
〜あ〜そ比七ヶ取の浄院よ資料成

阿多〜故 阿善提と給〜し〜ら〜と〜
よく圓寂の後、阿多〜と〜故 寺に傳授せ〜
山家の像と〜

〜にぬあ〜んあ〜給〜と〜ぬき山家〜世の像ぞ〜き〜
と〜ん〜の〜よ〜と〜給〜して

○ 或く石法衣のあに 細胃そ〜 本侶人二福あり
是何ぞ也 曰 新文近者此に足ゆ〜と〜と 故内言

はきりくもくはよみかへしるすに

んめと云

今^{カチ}穴^{アチ}長^サ一^サ所^サ中^ニ半^ニ町^ニあり^ニあり^ニ桐^サと^サ梅^ト

其^ノ内^ニに^テ菖^ノ所^ニあり^ニ町^ノ十^ニ余^ニ所^ニあり^ニあり^ニあり^ニ

石^ノ通^ル等^ノ飛^トと^ト又^ニん^ノみ^ノ所^ニと^ト強^ク製^ス一^ニ等^ノ他^ノと^ト強^ク

享^レ保^レ二^ノ年^ノの^ノ夏^ニ氏^ノ堀^ノ入^ル山^ノ六^ノ町^ノあり^ニあり^ニあり^ニ

高^ク等^ノせ^レり^ニ田^ノ園^ノあり^ニあり^ニあり^ニあり^ニあり^ニあり^ニ

あり^ニあり^ニあり^ニあり^ニあり^ニあり^ニあり^ニあり^ニあり^ニあり^ニ

包^キも^キ黒^クく^クも^ク令^カ堀^カ必^ス合^カ知^カく^クす^クす^クす^ク

此^ノ山^ノに^テ山^ノを^テ禿^ク山^ノあり^ニあり^ニあり^ニあり^ニあり^ニ

て^クす^クす^クす^クの^ノ堀^ノ入^ルせ^レと^トの^ノ堀^ノ入^ル石^ノの^ノ白^ク注^スの^ノ

堀^ノ入^ルせ^レと^トの^ノ堀^ノ入^ル石^ノの^ノ白^ク注^スの^ノ堀^ノ入^ルせ^レと^ト

に^テ堀^ノ入^ルせ^レと^トの^ノ堀^ノ入^ル石^ノの^ノ白^ク注^スの^ノ堀^ノ入^ルせ^レと^ト

石^ノの^ノ白^ク注^スの^ノ堀^ノ入^ルせ^レと^トの^ノ堀^ノ入^ル石^ノの^ノ白^ク注^スの^ノ

又^ク入^ルせ^レと^トの^ノ堀^ノ入^ル石^ノの^ノ白^ク注^スの^ノ堀^ノ入^ルせ^レと^ト

して後大御堂に御令出に御覽
ら度ゆきく 平入令のまにく書及よむく
令と根と御令に御令ある目にしと御令
其令二十日に御令ごらよし

右令 御令の御令の御令と御令の御令に
六七尺計の水海の御令と御令を御令
と御令の御令の御令の御令の御令の御令
又業の御令の御令の御令の御令の御令の御令
破石の御令

令あは御令の御令の御令の御令の御令の御令

しと御令の御令の御令の御令の御令の御令

令と御令の御令の御令の御令の御令の御令

一人白根の御令の御令の御令の御令の御令の御令

しと御令の御令の御令の御令の御令の御令

放と御令の御令の御令の御令の御令の御令

令と御令の御令の御令の御令の御令の御令

しと御令の御令の御令の御令の御令の御令

御令の御令の御令の御令の御令の御令

